

鳥取県青少年の児童ポルノ等被害救済のための弁護士費用助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県青少年の児童ポルノ等被害救済のための弁護士費用助成補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県青少年健全育成条例第3条第3項に基づき、同条例第10条第9項に定める児童ポルノ等及びそれに準ずるものによる被害(以下「被害」という。)に遭った県内居住の青少年の救済を目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、被害に遭った県内居住の青少年及びその保護者(以下「対象者」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、訴えのある被害が虚偽申告の疑いがあると認められる場合又は本補助金による支援が必要ないと県が判断する場合は対象者としない。
- 2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する次の表の左欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の実支出額から他の補助金その他の収入の額を控除した額(ただし、次の表の右欄に定める額を上限とする)とする。

補助対象経費	補助上限額
被害の起因となった児童ポルノ等及びそれに準ずるものをインターネット上から削除するため等に必要となる以下の弁護士費用 ・削除等に係る相談費用 ・削除等に係る任意交渉に係る費用 ・削除等仮処分申立てに係る費用 ・削除等請求訴訟に係る費用 ・その他の子ども家庭部長が必要と認める費用 ※賠償金請求に関するものは除く ※法テラスへの支払い及び立替金の償還を含む	1事案あたり50万円(補助上限額の範囲内で複数回の交付も可能)

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第 17 条第 1 項の規定による報告(以下「実績報告」という。)と併せて、補助対象経費に係る弁護士等からの請求があつてから 30 日以内に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第 18 条第 1 項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第 12 条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

鳥取県青少年の児童ポルノ等被害救済事業報告・予算決算書

1 補助対象経費

補助対象経費内訳	金額(円)
合 計	

2 財源

財源内訳	金額(円)
合 計	

(添付書類) 弁護契約の内容と金額がわかる契約書、請求書、本補助対象経費に係るその他収入がある場合はその内容と金額がわかる資料、口座振替依頼書

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

職 氏 名

鳥取県青少年の児童ポルノ等被害救済のための弁護士費用助成補助金交付決定通知
兼額確定通知書

年 月 日付の交付申請書兼実績報告書兼請求書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県青少年の児童ポルノ等被害救済のための弁護士費用助成補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助対象

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載した事業とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び確定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
(3) 確定額	金	円

3 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。